

山梨県総務部行政経営管理課 文書・情報公開担当 相原 宛
F A X : 0 5 5 - 2 2 3 - 1 4 1 5
メールアドレス : gyousei-kk@pref.yamanashi.lg.jp

質 問 書 (宅 配 便)

質問日	令和 2年 2月 14日	整理番号	0001
資料の種類	宅配便配達業務単価契約書 (案)	頁	(請求及び支払) 第7条 3
質 問 内 容			
代金のお支払日について、当社の取り扱いは以下の通りとなります。請求書は翌月 10 日前後に到着する様、郵送させていただきます。(例えば、3月利用分は4月 10 日前後に請求書が到着します)ので、下表のお支払期限までに代金をお支払いいただくことは可能でしょうか？			
締め日	お支払方法	お支払期限	
毎月 月末	ゆうちょ銀行(郵便局)窓口払い(請求書払い)	翌月末日	
	銀行振込(請求書払い)	翌月末日	
	口座振替(自動引落し)	翌月 20 日	
回 答			
契約書案にあるとおり、支払いは適法な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に行うこととしています。 30 日以内という期間については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 6 条第 1 項に基づき設定しているものであり、また、請求書の不備等により請求書を再発行していただく場合も想定されるため、適法な請求書を受理した日を起算点としているものであります。 県としては、請求書を受理した後、請求額や必要事項の記載確認ができましたら、迅速に支払手続を進めますが、上記の趣旨を踏まえ、当該契約に当たっては契約書案のとおりとさせていただきますので、御理解をお願いします。			

(注 意 事 項)

- 1 質問は 1 問 1 枚とする。
- 2 「整理番号」及び「回答」欄は、記載しないこと。
- 3 電話により着信の確認を行うこと。

(電話 : 0 5 5 - 2 2 3 - 1 4 1 3)